

事 務 連 絡
平成19年4月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

韓国産パプリカ及びミニトマトの検査命令免除輸出業者等について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成19年3月30日付け事務連絡）の別添1の2によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府からパプリカ及びミニトマトの免除業者の代表者及び住所について訂正する旨の通報があったことから、同事務連絡の別表8及び9を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、4月30日までの間にあつては、従前の住所等であっても差し支えないこととします。